

R6 年度の主な改正点（国内事業申請枠）

○事業区分の変更・廃止

- ・「新事業動向調査事業」、「販路開拓事業」は「営業力強化事業」に統合
- ・「生産性向上事業」、「新商品・新技術・新役務開発事業」は廃止
- ・県工業振興課が所管している「製品等グリーン化推進事業費補助金」と統合し、「戦略的製品開発推進事業費補助金（R6 新規）」として新たな制度を創設（県直営の補助事業として実施）。
- ・この新設補助金では、「開発チャレンジ事業」と「製品開発事業」の2段階に分けて、グリーン化を含む製品開発を支援。

○補助上限額の変更

- ・補助上限額 150 万円

○賃上げ加算枠の導入

- ・上記の補助上限額に最大 100 万円を上乗せ

（達成要件）

事業期間中の連続する 3 か月分と前年同 3 か月分の給与支給総額（役員を除く）を比較し、2%以上の賃上げが確認されること。

○展示会、商談会

- ・国内事業申請枠において展示会、商談会に係る経費については、小間代（出展料）を全額自社で負担（行政機関等の負担がない）する場合のみ補助対象となります。（出展小間料、旅費、通信運搬費、印刷製品費、雑役務費、消耗品費、委託費等の経費を含む。）

○補助対象経費の追加（営業力強化推進事業）

- （1） 営業代行にかかる委託費
- （2） シェアオフィスや貸しオフィス等として活用する賃貸物件の賃借料
- （3） 顧客管理ソフト等の営業活動にかかるクラウドサービスの利用費

○各補助対象経費 上限額の変更

補助対象経費		補助上限額
広告宣伝費	国内事業申請枠	各事業の合計 75 万円
ホームページ作成費	国内事業申請枠	各事業の合計 75 万円
委託費	国内事業申請枠	各事業の合計 75 万円